

令和2年度 第2回和歌山県森林審議会 議事録

日時：令和2年12月1日（火）13：30～15：00

場所：和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室

小川副課長
(以下「司会」)

【開 会】

定刻となりましたので、ただ今から、令和2年度第2回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の小川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、お手元の資料のご確認をお願い致します。

本日の

- ・配布資料一覧
- ・次第
- ・委員名簿
- ・配席図
- ・和歌山県森林審議会関係法令等
- ・審議事項－1としまして「地域森林計画の樹立及び一部変更について」
- ・審議事項－2としまして「高度公益機能森林の区域変更について」

でございます。

資料に不足等はございませんか。

それでは、ここで和歌山県森林審議会について、簡単に説明致します。

お手元に配布しております資料の「和歌山県森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く」こととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第68条第2項及び第3項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・ 地域森林計画の策定、変更に関すること。
- ・ 地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。
- ・ 保安林の指定、指定の解除に関すること。

森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・ 高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。
- などがございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

それではここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員におかれましては、■■■■ 委員が森林総合研究所関西支所から異動になりましたので、その後任として、和歌山県森林審議会委員を委嘱させていただいております。

■■■■ 委員でございます。■■■■ 委員におかれましては、■■■■ 委員が和歌山森林管理署から異動になりましたので、その後任として、和歌山県森林審議会委員を委嘱させていただいております。

なお、■■■■ 委員、■■■■ 委員におかれましては、本日所用のためご欠席でございます。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局長 の 山野井 道信からご挨拶申し上げます。

今日は12月1日で、いよいよ師走になりました。皆様に思い出して頂きたいのですが、日本における新型コロナウイルスの初めての感染者が報告されたのは1月14日であり、神奈川県における中国からの帰国者でありました。県内では2月に済生会湯浅病院で確認されるなど、1年前には誰もこの様な状況になるとは思っておらず、この1年は激動の年となりました。和歌山県も地方交付税を活用して様々な支援策に取り組んでおりますが、県内のあらゆる産業が甚大な被害を受けております。

現時点で和歌山県の感染者数はトータルで452人です。11月19日に15人と1日当たりの最多感染者を記録し、現在入院中の方は74人おられます。

他の県と比較しますと、100万人当たりの感染者数が多いのは東京都と沖縄県で2,900人、関西圏でいいますと大阪は2,300人、全国平均では1,100人となっていますので、和歌山県は全国平均の半分に留まっております。

人が多ければ、それだけ感染の確率が高くなるので、森林林業の従事者の方々は密ではないというのが救いではありますが、先日、海南保健所管内の工事現場の宿舎でクラスターが発生しておりまして、39人のうち11人が感染しております。

林業従事者は昭和30年代には1万人程度でしたが、今は1,000人程度になっておりまして、仕事が無くなれば、その分、林業従事者の方が減ってしまうので、そこは県としましても一番気にしているところでありまして、仕事を切れ目なく出していきたいと思っております。

さて、昨年からは森林環境譲与税が和歌山県にも配分されております。令和元年度に県に頂いた税額は9千万円、市町村には3億8千万円で、令和2年度になると県に1億4千万円、市町村には8億1千万円に増額しております。

令和元年度の用途について報告させていただきますと、県では9千万円の大半を林業従事者の担い手確保と市町村支援のための森林航空レーザー測量データの解析に充てています。

市町村の用途は、森林経営管理制度や森林整備のために活用した市町村が25市町村と8割以上の市町村が森林のために活用をしています。全国平均は5割程度なので、和歌山県の市町村はよくやっていると言えますが、配分された額の

森林・林業
局長

半分が積み立てにまわっており、配分額が少ないところでは仕方ないところもありますが、県としては問題意識を持っております。

来年1月15日に県内の市町村・事業体の方に来てもらい、森林環境譲与税の使途について、今後の参考に他府県の先進事例を聞いて頂き、せっかく配分された森林環境譲与税が有効に使われるよう県としても指導していく所存であります。

最後になりますが、本日の森林審議会では、地域森林計画の樹立及び一部変更に係る事項と高度公益機能森林の区域変更について、ご審議いただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い致しまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

司 会

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。

林業振興課 課長の 泉 清久です。

森林整備課 課長の 児玉 和久です。

林業振興課 計画班長の 西 弥生です。

森林整備課 森林づくり班長の 東 弘文です。

それでは、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。

本日の議事は、

「(1) 森林保全部会の部会長及び部会委員の指名」

「(2) 地域森林計画の樹立及び一部変更について」

「(3) 高度公益機能森林の区域変更について」

となっております。

司 会

会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条の規定に基づき、

■■■■ 会長にお願い致します。

■■■■ 会長、よろしくお願い致します。

■■■■ 会長
(以下「議長」)

ただ今、紹介いただきました ■■■■ でございます。

これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に皆様のご協力をよろしくお願い致します。

議 長

【署名委員指名】

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めた

議 長

いと存じます。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

■■■■ 委員と ■■■■ 委員をお願いします。

【議事 1】

議 長

続きまして、「(1) 森林保全部会の部会長及び部会委員の指名」に移ります。

部会の委員につきましては、会長が指名することになっておりますので、私の方から後任の森林保全部会の委員を指名させていただきます。

後任の森林保全部会長には ■■■■ 委員をお願いします。
森林保全部会委員には ■■■■ 委員をお願いします。
それでは、■■■■ 委員から一言ご挨拶をいただきたいと思
います。

■■■■ 委員

(挨拶)

議 長

■■■■ 委員ありがとうございました。
続きまして、■■■■ 委員から一言ご挨拶をいただきたいと思
います。

■■■■ 委員

(挨拶)

議 長

■■■■ 委員ありがとうございました。

【議事 2】

議 長

続きまして、審議事項「(1) 地域森林計画の樹立及び一部変更について」に移ります。当局から説明をお願いします。

林業振興課長

委員の皆様には、日頃より本県の森林・林業行政にご指導・ご協力をいただきありがとうございます。

今回ご審議いただきます地域森林計画の樹立並びに変更について、概要を説明させていただきます。

まず、地域森林計画についてですが、地域森林計画とは、森

林業振興課長

林法第5条に基づいて県が策定しているものです。

この計画で定められるものとしましては、民有林の計画対象森林の区域や、森林の整備と保全に関する基本的な事項、保安林の整備に関する事項、林道の開設や拡張などに関する事項などとなっています。

計画期間は10年を1期としまして、5年ごとに計画の全体的な見直しを行うものとされています。また、森林の現況などに変動が生じた場合やその他必要と認められる場合には、その都度変更をすることが可能となっています。

本日は、有田地域、日高地域を計画区域とします紀中地域森林計画が5年目の見直しとなりましたので樹立案を、また紀北地域、紀南地域の計画につきましては、計画内容の一部を変更する必要が生じたため、変更案をご審議いただくことになりました。

なお、変更する2地域の計画の変更項目は、計画対象の森林区域面積の増減、植栽に関する記載内容、林道の開設計画等の変更、また要整備森林の指定となっております。

樹立及び変更内容の詳細については、担当班長の西から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

計画班長

林業振興課計画班長の西です。よろしく申し上げます。

それでは、今回審議していただく「地域森林計画の樹立および一部変更」について説明させていただきます。

資料としましては、説明資料と資料1から資料3の計画案でございます。

まず最初に、森林計画制度を簡単にご説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

これは森林計画制度の体系を示したものです。国、都道府県、市町村などがそれぞれの役割に応じて、長期的な視点から、森林の取り扱いを定めることになっています。

一番上から、森林・林業基本法に基づき、政府が、森林・林業基本計画を策定します。森林・林業基本計画は、今後20年程度を見通しまして、森林・林業施策の基本的な方向性を示すもので、おおむね5年ごとに見直しが行われています。

次に、森林法に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即した全国森林計画をたてます。15年を1期としまし

計画班長

て、森林整備・保全の目標やルール、ガイドラインなどを定めます。地域森林計画等の指針となるものになります。

次に、都道府県知事は、全国森林計画に即して、民有林について流域を基本として定めている森林計画区ごとに地域森林計画を策定するよう森林法で定められています。計画期間は10年を1期として5年ごとに計画を樹立するよう義務付けられています。

全国で158の森林計画区があり、計画区ごとに森林の区域や、伐採、造林、林道、保安林の整備目標や、市町村森林整備計画で定められる森林施業や機能区分等に関する指針を定めます。

次に、市町村長は、地域森林計画に適合した市町村森林整備計画を10年を1期として策定するよう森林法で定められており、各市町村の森林のマスタープランとなるよう、市町村における森林づくりの構想や森林の機能区分、森林施業の方法、路網計画などを定めています。

なお、森林経営計画につきましては、森林所有者や森林所有者から委託を受けた者が、間伐や主伐などの経営管理等について計画を策定し、市町村長等の認定を受けるものであります。

森林計画制度につきましては以上のとおりでございます。

次に2ページをお願いします。和歌山県の森林計画区になります。本県には、うすだいだい色で示されている紀北地域森林計画区、緑色で示されている紀中地域森林計画区、水色で示されている紀南地域森林計画区の3つの計画区が定められています。各計画区の範囲、資源情報などは表のとおりでございます。

続きまして、地域森林計画を作る流れを説明させていただきます。4月から8月にかけて森林現況の調査や関係者からの聞き取りなどにより原案を作成し、その原案をもとに9月から10月にかけて関係機関と協議し、計画案を作成し、約一か月間、一般の皆様に対して公告・縦覧を行っております。公告・縦覧が終わった後、改めて法律に基づく手続きとして、関係する市町村長と森林管理局長への意見聴取を行いまして、本日お示ししている計画案となっております。本日、皆様からの答申をいただいたのちは、農林水産大臣に協議を行い、同意が得られ次第、地域森林計画の樹立・変更となりまして、樹立した地域森

計画班長

林計画は来年4月から始まることとなります。

それでは、今回樹立します紀中地域森林計画から説明させていただきます。

樹立なので、地域森林計画の構成も含めた説明をさせていただければと思いますので、資料1の紀中地域森林計画書(案)に沿って説明させていただきます。

この計画の計画期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの、10年間の計画です。地域森林計画は、「計画の大綱」と「計画事項」で構成されています。

計画の大綱では、「計画区の概要」、「前計画の実行結果の概要及びその評価」、「計画樹立にあたっての基本的な考え方」を記載しています。

次に、計画事項では、

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
- 第4 森林の保全に関する事項
- 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- 第6 計画量等
- 第7 その他必要な事項

をそれぞれ定めています。

はじめに、当計画区の概要を説明させていただきます。

紀中地域は本県の中央部に位置し、2市9町により構成されており、県土面積の25%を占めております。

当計画区の森林面積は総土地面積の72%に当たる85,043haで、そのうち民有林が97%とほとんどを占めております。和歌山県の民有林率は95%でございますので、県平均よりも少し高い状況です。

森林の構成としましては、人工林率は57%で県平均の61%をわずかに下回っております。人工林の内訳は、スギが45%、ヒノキが53%となっており、当地域ではヒノキの植林が多い状況であります。

人工林の齢級構成につきましては、ピークは12齢級、10齢級以上の林分が約8割となっており、利用期を迎えた森林が多くを占める状況であります。

広葉樹は、シイ、カシ類をはじめとする常緑広葉樹が海岸沿

計画班長

いを中心に分布しており、ウバメガシを用いた紀州備長炭の製炭業が盛んな地域であります。

また、保安林は 40%を占め、他の 2 地域に比べ高い指定率となっております。

続きまして、前計画の 10 年を 1 期とする計画の前半 5 か年の実行結果について説明します。2 ページの下部からです。

皆伐、間伐を合わせた伐採立木材積は、計画量に対し 77%の実行でありました。

これは、皆伐施業が伸び悩んだためであります。この結果、人工造林および天然更新の実行量も 43%に留まる結果となりました。

林道の開設延長につきましては、予算の縮減等が影響し、42%の実行でございました。一方で、本県の急峻な地形に対応した森林作業道は積極的に開設されているところです。

保安林の指定につきましては、森林所有者の理解が得られなかったなどの理由により 27%、治山事業の実施状況は 66%となっております。

なお、要整備森林につきましては指定面積について計画通り実施されております。

続きまして 3 ページをご覧ください。

本計画の樹立に当たっての基本的な考え方ですが、年々増加する森林資源を有効に利用しながら、国土の保全、水源の涵養、木材の生産など、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件等を踏まえつつ、施業の方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めることとしています。

奥地森林地帯では、林道等の路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械や架線系集材機を使い低コストで生産性の高いシステムの整備を推進し、コンテナ苗の活用による伐採と植栽の一貫施業の推進を図る。

ウバメガシ等紀州備長炭の原木となる森林については、択伐を推進するとともに新たな植栽を推進する。

その他、里山林については、林業生産よりも公益的機能の発揮に重点を置き、国土の保全や保健・文化・教育的な利用を推進する。

近畿で最大級の松林である煙樹ヶ浜の松林については、潮害防備・保健機能を高める整備を推進する。

など望ましい森林の姿を目指すこととしています。

なお、今回の樹立にあたり、最後の段に、昨年度施行されました「森林経営管理法」に基づく森林の経営管理の推進に関する記述を新たに記載しております。

文面としては、「さらに、平成31年4月から施行された森林経営管理法に基づく市町村による新たな森林経営管理制度を推し進め、林業経営に適した森林では、林業事業者への再委託を行い、林業経営に適さないところは新たな財源を活用して、市町村自らが森林整備等を行うシステムを確立させる。」という文言を新たに記載しております。

次に計画事項ですが、4ページをお開き下さい。

まず、対象となる地域ですが、有田と日高の2地域、2市9町が対象になります。

第1 計画の対象とする森林の区域は、民有林のうち、森林として利用することが相当と認められる森林を対象区域と定めています。

表の一番上には計画の対象とする森林の総面積を、その下には市町村別の内訳を記載しております。紀中地域の計画対象森林面積は82,213haとなっております。

計画対象森林面積につきましては、太陽光発電事業用地や工事用地などへの転用により昨年度から44haが減少しております。詳細は、説明資料7ページのとおりです。

なお、計画対象区域の森林においては、立木を伐採する場合には伐採届の提出が必要であったり、1haを超えて開発する場合には、林地開発の許可が必要であったりと、森林法の規制等が及びますので、地域森林計画対象森林を定めることは、この計画における重要な事項の一つであります。

続きまして5ページをご覧ください。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項では、森林の持つ機能を水源涵養機能や山地災害防止機能・土壌保全防止機能などの5つに分類し、それぞれの機能に応じた望ましい森林の姿や森林の整備及び保全の方針あるいは施業方法の指針を記載しています。

少し進んで9ページをお開き下さい。

第3 森林の整備に関する事項では、

- 1 間伐に関することを除いた森林の立木竹の伐採に関する事項
- 2 造林に関する事項
- 3 間伐及び保育に関する事項
- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

の6つの項目について定めており、1～4の「森林の立木竹の伐採に関する事項」などでは、市町村森林整備計画において定める事項の指針を記載しています。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項では、主伐の目安となる林齢として標準伐期齢を定めています。

1 1ページをご覧ください。2 造林に関する事項では、「人工造林に関する指針」、「天然更新に関する指針」、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」を定めています。

今回の樹立にあたり、造林樹種として選定されることが増えてきました「ウバメガシ」について、標準的な樹種に追加しております。

また、1 2ページ下部に記載があります「伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」についてですが、「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」以外の森林においても、人工造林による更新を行う場合の期間は、伐採が終了した翌年度の初日から起算して2年以内であることが明確に分かるよう、記載表現を変更しました。

1 4ページ下部からの3 間伐及び保育に関する事項では、「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」、「保育の標準的な方法に関する指針」を定めて

います。

15 ページ下部からの4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項では、「公益的機能別森林」と「木材生産機能の維持増進を図るための森林」の、それぞれの区域設定の基準とその区域における森林施業の方法に関する指針を定めています。

17 ページ、5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項では、「林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方」、「路網の規格・構造についての基本的な考え方」などを定めています。

なお、基幹道路の現状ですが、当計画区では126 路線、延長は380km となっております。

18 ページ下部からの、6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他の森林施業の合理化に関する事項では、「森林の経営規模の拡大に関する方針」、「森林経営管理制度の活用促進に関する方針」など5つの項目に関する方針を定めています。

続いて22 ページをご覧ください。

第4の森林の保全に関する事項では、「森林の土地の保全に関する事項」、「保安施設に関する事項」、「鳥獣害の防止に関する事項」、「森林の病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項」の4項目について定めています。

1 森林の土地の保全に関する事項では、「土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」、「樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区」について記載しています。

ここでは、森林の土地の保全に特に留意すべき森林として、保安林に指定されている地区を22、23 ページの表に取りまとめしております。

24 ページ、2 保安施設に関する事項では、「保安林の整備に関する方針」、「保安施設地区に関する方針」、「治山事業の実施に関する方針」、「特定保安林の整備に関する事項」を定めています。

「特定保安林の整備に関する事項」では、特定保安林に指定された保安林において、早急に整備を行う必要のある森林を「要整備森林」に指定し、施業の方法や時期を定め、施業の実施を促すこととなっております。

同ページ下部にあります、3鳥獣害の防止に関する事項では、「鳥獣害防止森林区域の設定基準」や、「鳥獣害の防止の方法に関する方針」を定めています。

続きまして、25ページにあります、森林の病虫害の駆除及び予防その他森林保護に関する事項では、「森林病虫害等の被害対策の方針」、「鳥獣害対策の方針」、「林野火災の予防の方針」を定めています。

マツノマダラカミキリ、スギノアカネトラカミキリ、近年被害が増加傾向にあるカシノナガキクイムシなどの森林病虫害の被害防止や軽減に関する方針を記載しております。

続いて27ページをご覧ください。

第5の保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項では、「保健機能森林の区域の基準」や「保健機能森林の整備に関する事項」を記載しています。

続きまして28ページをご覧ください。

第6 計画量等では「伐採立木材積」、「間伐面積」、「人工造林及び天然更新別の造林面積」、「林道の開設及び拡張に関する計画」、「保安林の整備及び治山事業に関する計画」について、計画期間における計画量を定めております。

この計画数量は、平成30年10月に策定された全国森林計画の計画数量から、紀中森林計画区に割り振られた数量を基に算出したものです。

計画量に関しましては、10年間の計画総量と、前半5年分の計画量をそれぞれ記載しております。

なお、40ページ以下は当計画区の森林、その他の状況を参考資料として取りまとめたものとなっております。

紀中地域森林計画につきましては以上でございます。

なお、説明資料の3ページから13ページは、ただいま説明しました紀中地域森林計画の概要となっております。

計画班長

続きまして、紀北地域森林計画の変更について説明いたします。

説明資料の14ページ、「紀北地域森林計画の変更について」でご説明させていただきます。

今回の変更箇所は「計画の対象とする森林区域」、「人工造林の対象樹種に関する指針」、「伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」、「林道の開設又は拡張に関する計画」、そして「要整備森林の指定」の5項目です。

「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、森林の現況や周辺の状況から、今後も引き続き森林として利用される区域を新たに計画対象森林へ編入し、林地開発等により現況が森林以外になった区域のうち、完了確認や現地調査を行った箇所を計画対象森林から除外するといった内容です。

市町村別の森林面積の変更について説明させていただきます。なお、面積は四捨五入により整数で処理させていただいております。

- ・ 和歌山市が、縮小1箇所、2haの減となります。
- ・ 紀の川市が、縮小1箇所、1haの減となります。
- ・ 岩出市が、縮小1箇所、1haの減となります。
- ・ 紀美野町は、拡大1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。
- ・ 九度山町が、縮小1箇所、1haの減となります。
- ・ 高野町は、縮小4箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

今回の変更で、計画対象の森林面積は全体で5haの減少となっております。

森林面積変更の概要ですが、1ヘクタール以上の転用に係る区域変更箇所の図面等を17ページ以降に添付させていただきます。

事前に資料をお送りさせて頂いておりますので、個々の詳細な説明は割愛させていただきますが、和歌山市の市道開設工事完了に伴う除外となっております。

次に「(2)人工造林の対象樹種に関する指針」、「(3)伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」について説明させていただきます。

計画班長

説明資料 15ページをご覧ください。

紀中地域森林計画におきましても説明させていただきましたが、人工造林の標準的な樹種に「ウバメガシ」を追加するというものと、「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」以外の森林においても、人工造林による更新を行う場合の期間は翌年度の初日から起算して2年以内であることが明確に分かるよう、記載を変更したものです。

次に「(4) 林道の開設又は拡張に関する計画」について説明させていただきます。

説明資料 の16ページをご覧ください。

今回は、かつらぎ町における林道滝谷線、瀬ノ谷線、花園長谷線、高野町における林道城谷池の峯線の拡張に関する変更です。

滝谷線、城谷池の峯線は後半5か年となっていました計画を前半5か年へ変更しております。瀬ノ谷線、花園長谷線は橋梁修繕を新規追加するものです。

これら林道の位置等につきましては20ページから23ページのとおりで。

続きまして「(5) 要整備森林の指定」でございます。

「要整備森林」とは、間伐などの手入れが遅れていることにより、水源の涵養や山地災害の防止等の公益的機能が低下している保安林について、農林水産大臣が「特定保安林」に指定する制度があるのですが、この「特定保安林」のうち、早急に整備が必要な森林について、都道府県知事が「要整備森林」に指定し、施業を進めるというものであります。

今回、令和2年9月に特定保安林に指定されました橋本市の三ツ石地区における水源かん養保安林1.65haについて、現地調査の結果、整備を要する過密林分が確認されましたので、要整備森林として指定し令和4年度末までに間伐を行うよう促すものです。

位置等につきましては、24、25ページのとおりで。

なお、紀北地域森林計画の変更案は 資料2 として添付してございます。

紀北地域森林計画の変更につきましては以上でございます。

計画班長

続きまして、紀南地域森林計画の変更について説明いたします。

説明資料の26ページ、「紀南地域森林計画の変更について」でご説明させていただきます。

今回の変更箇所は、「計画の対象とする森林区域」、「人工造林の対象樹種に関する指針」、そして「林道の開設又は拡張に関する計画」の3項目です。

「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、先の2地域の計画と同様で、森林の現況や周辺の状況から、今後も引き続き森林として利用される区域を新たに計画対象森林へ編入し、林地開発等により現況が森林以外になった区域のうち、完了確認や現地調査を行った箇所を計画対象森林から除外するといった内容です。

市町村別の森林面積の変更についてですが、

白浜町が、縮小1箇所、面積1haの減となります。

今回の変更で、紀南の計画対象の森林面積は全体で1haの減となります。

なお、1ha以上の転用に係る区域変更箇所はございませんでした。

説明資料27ページをご覧ください。

続いて「(2)人工造林の対象樹種に関する指針」について説明させていただきます。

紀中地域森林計画、紀北地域森林計画におきましても説明させていただきましたが、人工造林の標準的な樹種に「ウバメガシ」を追加するというものです。

次に、「(3)林道の開設又は拡張に関する計画」についてですが、今回は田辺市における林道虎ヶ峰坂泰線、白浜町における將軍川線、古座川町における和深鶴川線、そして北山村における竹原谷線の拡張に関する変更です。

虎ヶ峰坂泰線は計画延長の増と、後半5か年となっていました計画を前半5か年へ変更しております。將軍川線は舗装の新規追加、和深鶴川線は法面改良の新規追加、竹原谷線は橋梁修繕を新規追加するものです。

これら林道の位置等につきましては28ページから31ペ

計画班長

ージのとおりです。

なお、紀南地域森林計画の変更案は資料3として添付して
ございます。

紀南地域森林計画の変更につきましては以上でございます。

以上が今回ご審議いただく計画の樹立案並びに変更案の内
容です。

なお、紀中地域森林計画の樹立案、並びに紀北、紀南2地域
の森林計画の変更案につきましては、森林法第6条第1項の規
定に基づき、令和2年10月16日から11月9日まで縦覧に
供しましたが、意見等は寄せられておりません。

また、各計画区域内の市町村および近畿中国森林管理局に意
見照会を行いました、「意見なし」として回答をいただいで
おりますので、その旨報告いたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

【質 疑】

議 長

ただ今、当局から説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じま
す。

なお、本日欠席の ■■■ 委員、■■■ 委員、■■■ 委員
からご意見はいただいでおりません。

改めまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等はございませ
んか。

議 長

資料1の12ページに樹種・仕立て方法別の植栽本数を定め
た表があり、表にある植栽本数を超える場合、林業普及指導員
又は市町村の林務担当部局とも相談するとあります。

表には6,000本植えと載っていますが、補助金の設定では
4,000本植えが上限になっていると思います。

質問というよりは意見として聞いて頂ければと思いますが、
紀州材の特性としては今の4,000本植えが上限というより、歴
史的に5,000本、6,000本植えが行われてきた地域でありまし
て、今はやりの低密度植栽をやっても良いとは思いますが、将
来50年、100年先を考えた時に、計画に6,000本植えが記載

議長 されているところから、これを実施できる補助制度をご検討頂ければと思います。

議長 皆様方からご質問等ございませんか

委員 資料1の5ページに望ましい森林の姿として、水源涵養機能のところで「浸透を促進するような施設」という記載がありますが、具体的にはどの様なものが該当するのでしょうか？

2点目は快適環境形成機能が「葉量の多い樹種」という表現がありますが、これについても具体的にはどの様なものを想定されているのでしょうか。

計画班長 水源涵養機能となると保水が主な要素になってくると思われるため、人工林、スギ・ヒノキ林を推奨するということより、現状が人工林であれば広葉樹も入れた針広混交林にしていく等、保水の機能が高い森林に持っていくことを想定しております。

委員 人工的な施設ということではないのですね

計画班長 はい。人工的な施設という訳ではなく、山を多様な樹種により機能が発揮できる森林に誘導しようということです。

快適環境形成機能でも、県で管理している森林簿で林班毎にどの機能が高いかH,M,Lという区分で区分しており、水源涵養保安林に指定されているところは水源環境機能が高いところ、土砂流失防備保安林に指定されているところは山地災害防備機能が高いとして仕分けをしています。

他の機能について森林簿の中で仕分けを行っており、快適環境形成機能の発揮が求められる所については広葉樹の多いところになっており、「葉量の多い樹種」という表現になっております。

委員 具体的に特定の樹種を想定している訳ではないのですね。

計画班長 はい。方向性を示しているものです。機能を高めるため、この様な樹種で、この様な整備を行うのが望ましいと地域森林計画で明記しております。エリア指定は市町村森林整備計画で行

計画班長

います。

委員

今の回答に関わるかと思うのですが、5ページに望ましい森林の姿が記載されていますね。3ページの「3計画樹立に当たっての基本的な考えかた」の2段落目終わりに「望ましい森林の姿を目指す」と記載がありますが、これまでこれについて全く触れておらず唐突に出てくると違和感がある。()書きで「具体的は〇ページに記載」等された方がよろしいのではないのでしょうか。

森林・林業
局長

今のお話というのは、5ページに「望ましい森林の姿」ということで記載があるのですが、3ページの「3計画樹立に当たっての基本的な考え方」の中で唐突に「望ましい森林の姿」が出てくるということでしょうか。少し検討させて下さい。

委員

字句の訂正でもよろしいですか。

議長

はい。

委員

資料1の1ページの(1)の自然的背景です。地層の名前で鳥ノ巢層郡、外和泉郡層、湯浅有田西広郡層、とありますが、「郡」とありますが、「群」です。また、「層郡」という言い方はなく「群層」です。また、「中生層」という言葉がありますが、使われない表現であると思います。用いるのであれば「中生代」となります。また、古第3紀層の「3」は漢数字の「三」となります。三波川変成帯、秩父帯を「古生層」としてありますが、基本的にはジュラ紀の紀層で「中生代」であります。

最後の段落に気候の記載がありますが、「紀伊水道を流れる黒潮から分かれた暖流」という表現がありますが、これでは紀伊水道を黒潮が流れているかの様な表現になっておりますので、例えば「紀伊水道を北上する黒潮分支流」の様な表現ではいかがでしょうか。ご検討をお願いします。

林業振興課長

ありがとうございました。

ご指摘のとおりかと思しますので、確認をした上で訂正をさせて頂きたいと思います。

ご指摘ありがとうございました。

委員

説明資料の7ページの「(3) 計画の対象とする森林区域」の「①市町村別森林面積」で、御坊市のところですが、現状から増減がプラス2となっていますが、備考欄には森林面積の縮小となっていますが、併せて、印南町でも増減がマイナス7で、備考欄では森林面積の拡大となっておりますので、確認して頂けたらと思います。

あともう1点、次の8ページの「(5) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」ですが、追加されている下線部の「及びそれ以外の森林の伐採跡地において、人工造林により更新する場合は、」について、「森林の伐採跡地において人工造林により更新する場合は」としても良いのでは、と思うのですが、確認して頂ければと思います。

計画班班長

①市町村別森林面積の増減について、御坊市では太陽光発電事業で2か所縮小があり、0.2haと0.34haの合計0.54haの減少がありました。一方で森林区域と森林区域外の境界が現状に合っていないところを修正した結果3ha増加しました。先ほどの減少した0.54haから増加した3haを相殺すると2.46haとなるため、2haの増加という表記になっています。

湯浅町、有田川町、日高町に関しましても、森林区域の境界が現状に合っていないところを修正した結果、減少となっております。

また、由良町については、0.5haに満たなかったため0という表現となっております。印南町は2か所拡大しておりますが、減少している理由は2箇所0.89ha増加していますが、森林区域の境界を現状に合わせた結果、8haの増加となり、これを相殺して7haの減少という表記となっております。

林業振興課長

委員のご指摘は、備考欄に記載のある理由だけでは、プラス、マイナスが逆になるのではないかとご指摘であると思います。今、西班長から回答させて頂きましたが、最近航空写真で、その都度、区域をきちんと確認しております。GIS上で訂正させて頂いております。その様なことが備考欄に記述が無かったため、今回のご質問になったと思いますが、今後は備考欄にその旨を記述していきたいと思っております。

計画班主任

「(5) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」の

計画班主任

追加について、元々変更前では「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林等の伐採跡地について」の「等」ということで、更新が困難な地域とその他の「等」の伐採跡地については、という表現であった訳ですが、この表現でいきますと「植栽によらなければ困難な地域だけ」と捉えられる恐れがあったため、今回この様な表現にさせて頂きました。

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」につきましても、必ず人工造林をしなくてはならないということと、それ以外の森林においては、人工造林並びに天然更新という方法が選択できる訳ですが、人工造林を選択した場合は2年以内に行わなくてはいけないということが明確に分かるよう、この様な表現にさせて頂きました。

委員

計画量について見直しをお伺いしたいのですが、説明資料の3ページに前計画と新計画の、実行の計画量が記載されていますけれど、前期5年間はさほど進捗率が上がっておらず、今後5年間で100%に達することになっています。従いまして後期の5年で非常にたくさんの実行量が必要になると思いますが、達成できる見込みについて、ご説明頂ければと思います。

計画班長

計画量については全国森林計画で定められている数値があり、和歌山県の3つの計画区について、計画量を出しています。

後期に計画量を伸ばしているのは、ここ5年間の素材生産量の伸び率が1.5倍に伸びていることから、前期に対して後期は1.5倍という形で計画している所でございます。

前期で4割、後期で6割くらいの割り振りで計画を上げています。

おもとの数字は全国森林計画で定められているので、それを考慮し、できるだけ実行率に近い数値に調整しているところです。

委員

森林の整備及び保全の基本方針という所でなぜ、木材生産機能が5番目に来ているのかというのが気になります。

和歌山県はもともと林業立国であったのではないのかと思う。他の水源涵養とか様々な機能も大事にしないといけないが、産業・生業としての和歌山県の森林はどうあるべきか？そ

こから他の機能をその上に載せて行って欲しいと思います。

この間、龍神村の小学校で真砂さんの森林林業教室を見た子供が、僕も将来的に林業に携わりたいという趣旨の発言をしてくれました。

その時に思ったのが、今、和歌山県は様々な観光で成り立とうとしています。けれども、本当に県民の生活を支える基盤となってきた林業がどうあるのか？というのをすごく、子供の一言で思ったわけです。本当の意味での観光というのは、そこに暮らして、何を生業としているのか、生業としているところが活発でないところに、本当の観光があるのか？と考えています。

水源かん養とか、健康的に暮らせる森林とか、レクリエーションとかありますが、実際に基盤を支える林業というのを一番に持ってきて頂きたいと思います。できれば、林業、生活を支える林業を一番最初に持ってきて、その下に健全な森林とはいかなるものか、きちんと林業を支えている様々な機能を備えた森林をもってきてほしい。

質問ではなく希望であります。森林審議会に最初に来た頃は、林業家の方がもっとたくさん来ておられました。浦木清十郎さんが、亡くなられる数週間ほど前にここにいられていた。

その思いですね。先日、熊野川町の赤木川沿いをずっと見て参りました時に、その思いをひしと覚ることがありました。

やはり和歌山県の森林は、まず林業というのをトップに出してきていただきたいなと思いました。よろしくお願いします。

ご指摘ありがとうございます。ご指摘の通りであります。実際の施策としましては木材生産ということで、ここ数年、完璧に舵を取って、木材生産・増産に力を入れています。ここでの表記ですが、全国森林計画に基づいて書くことになっています。全国森林計画がこの順番に書かれていますので、そのような記述になっています。

今後、森林・林業基本計画も変更の年ということで、今、国の方で議論されている所でございます。20年を1期に5年ごとに変える計画です。その時に、今日お話のあったような記述になるのか、ということも今後の検討になろうかと思いますが、委員が言われるように、県知事が立てる地域森林計画ということですので、順番を変えます。国の順番を気にせず、施策

林業振興課長 　　に力を入れているところもありますので、そのように変えていきたいと思っております。

議　長 　　内容に関して否定的な意見はなかったと思いますので、今あった意見をもとに訂正をするということで、適当と認めるということによろしいですか。

各委員 　　異議なし

議　長 　　それでは「適当と認める」ことにします。

【議事3】

議　長 　　続きまして、審議事項「(2) 高度公益機能森林の区域変更について」に移ります。

それでは、当局から説明をお願いします。

森林整備課長 　　それでは、松くい虫被害対策における高度公益機能森林の区域変更について、ご説明いたします。

審議事項2をご覧ください。

松くい虫の被害対策については、森林病虫害等防除法に基づき、「高度公益機能森林」を指定し、薬剤散布や伐倒駆除などを行っています。

現在、4市6町で387haが指定され、防除対策を実施しているところです。

今回、御坊市の1区域において、変更事由が生じたので、その概要について担当班長から説明させていただきます。

森林づくり班長 　　それでは、変更箇所の概要について、ご説明申し上げます。審議事項2の1ページをご覧ください。

今回の変更では、市町村数の変更はなく、一部解除により1haの面積減となります。

次に、2ページをご覧ください。

先ほど申し上げました解除ですが、御坊市の野島、北塩屋区域の一部で行うものとなります。この区域は潮害防備保安林として指定された海岸防潮林で、(1)のア「保安林として指定されたマツ林」となります。しかし、防除対策を行い被害対策

森林づくり班長

に努めてきましたが、広葉樹への転換が進み、従来マツが果たしていた機能を広葉樹が代替し発揮する状況となったため、高度公益機能森林を解除するものです。

当該区域の森林の状況を写真でご覧ください。5ページおよび6ページとなります。

今回解除する区域、赤囲いした部分ですが、これを①は北側、②は南側から撮影したものとなります。ご覧いただきましたとおり、現在では、ヤマモモやトベラ、タブノキなどの広葉樹が生育し森林を形成しています。

面積は、同区域2ヘクタールのうち1ヘクタールを解除し、1ヘクタールとなります。

以上により、本県における高度公益森林の合計面積は、386haとなります。

今後とも、松くい虫被害対策を、林況や地域の実態に合わせて、効果的に行っていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員

写真を見ていて気になったのですが、この辺りはマツの薬剤散布等の防除は行っているのですか？写真を見ると明らかに茶色く枯れている木が何本か見えます。

森林づくり班長

はい。地上散布と樹幹注入を行っておりましたが、徐々にマツが枯れてきたため、写真に写っているマツについては今年伐倒駆除を予定しております。

委員

この地区には実際マツは殆どないということによろしいですか。

森林づくり班長

このエリアについてはそうです。

委員

本当に残り少ないのがこの写真で確認できるということで、殆ど広葉樹林ということですね。

森林づくり班長

はい。

議長

マツクイムシの被害は今もまだ拡大しているのですか。

森林づくり班長 年々減少傾向にあります。昨年は増加しました。台風被害で昨年はかなり枯れましたが、傾向としては減っていません。

議長 それは塩害、それともマツノザイセンチュウですか。

森林づくり班長 去年の枯れは台風による塩害と想定しています。

議長 通常のマツノザイセンチュウは減っているというか横ばいですか。

森林づくり班長 はい。傾向としては横ばいです。

議長 他に特に意見がないようでしたら、これについて適当と認めるということによろしいですか。

各委員 異議なし

議長 異議ございませんので、適当と認める、ということと致します。

その他、森林・林業行政に関することでご意見・ご質問等ございませんか。

委員 標準的な樹種にウバメガシの追加というのが、3つの計画区に揃って入ってございます。これはそれぞれの地域の森林計画が正式にOKとなったところで、一斉に適用されるというものと考えてよろしいでしょうか？つまり保安林であってもウバメガシだけで更新しても良いという話になりますか。

計画班長 保安林には指定施業要件があり、樹種についての決まりがあります。その他広葉樹の中にウバメガシを入れる、という形での対応は可能です。造林補助事業の対象にも入っています。

委員 地域森林計画の標準的な樹種であって、保安林の指定施業要件に連動するものではないということですね？

計画班長 はい。

議長

最初の局長の話にもありましたが、新型コロナウイルスが県内で増加傾向にあります。実際に民間業者でも、仕事現場ではない所で発生し、雇った人もいたと聞いています。この春先は、私もどういう応援の体制というか、発生した時の事業所の中の体制等を考えていました。喉元過ぎて少し気持ちが緩んだ中で、もし発生したらどうしようとか、組合の監事とも話をしていました。林業だけに限らず、事業体に対してどのようなバックアップの制度があるのか、実際に起こった際には、恐らくかなりうるたえると思いますので、ぜひ林務部局の方から、助言や、応援体制をとって欲しいと思います。

林業振興課長

本当に、新型コロナウイルスに雇ってしまうと仕事が止まってしまう。議長がおっしゃったように、ちょっと気が緩んだ時が一番怖いということもあります。

実は昨日から、従業員が5名以上の林業事業体にすべて電話をして、もう一度気を引き締めて下さい、出勤前の検温をしていますか、家族に体調不良の人はいませんか等、何項目かの確認事項の聞き取りを行ってございます。聞き取りをしている目的は、事業体の中でもう一度確認をして頂いて、気を引き締めてもらおうということであり、1事業体ずつお電話しているところでございます。

もう一つは、ポイントポイントで知事が「県民の皆様へ」メッセージを出しています。そのメッセージに関しましては、林業の場合は、県森連または県木連を通じて、組合、組合員の方にその辺を周知して下さい、とその都度お願いさせて頂いています。

これまで何回も通知を受けておられると思いますが、何回も何回もとなりますと、またか、となりはしないかと思ひまして、今回改めてお電話しているところです。

もし発生したらどうすればよいのか、どの様な対応をしたらよいのか等はですね、「県民の皆様へ」の中にもあると思いますが、私共のところにご連絡をお願いします。分からないままにしておかずに、すぐに確認をして頂いて、不明な点はお問い合わせください。よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。特に、皆様方から他にご意見等なければ、これにて議事を終了させていただきます。原案については適当である旨の答申をしたいと思えます。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。また、会議の進行にご協力をいただきましたことをお礼申し上げます。

これで、議長の職を終了させていただきます。

司 会

■ 会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名人としてご指名いただきました、■ 委員と■ 委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

【閉 会】

司 会

以上をもちまして、本日の森林審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

気を付けてお帰りください。